

西新井大師地区にふさわしい「和風」の 景観について

1 . 西新井大師の由来

- ・西新井大師【正式名称:五智山遍照院總持寺(ごちざんへんしょういんそうじじ)】は、弘法大師が関東巡錫(かんとくじゅんしゃく)の折、天長3年【826年】に当所に立ち寄り建立したことに始まるとされる。
- ・江戸時代から名所として知られ、今でも関東厄除け三大師の一つに数えられるなど、厄除け祈願・供養、年中行事に多くの人々が訪れている。
- ・広々とした空間のなか、歴史的、文化的な建造物等が多数見られる境内は、風格ある良好な景観を形成している。

明治30年(1897年)の西新井大師と門前を描いた版画



南東上空より西新井大師周辺を見る

西新井大師の年中行事

1月1日	元旦
1月1日～2月3日	初詣
2月3日	だるま供養、節分
初午の日	出世稲荷明神御縁日
3月21日	植木市
4月8日	灌仏会（かんぶつえ）【花祭り】
4月11日	大般若転読会（だいはんにやてんどくえ）
4月21日	植木市
5月5日	良寛会（りょうかんえ）
5月21日	植木市
6月15日	青葉祭り、写経祈願会
7月上旬	風鈴祭り
8月上旬	夏祭り
10月第一土曜日	北斎会（ほくさいえ）
11月1日～30日	七五三
12月21日	納めの大師
毎月21日	弘法大師様の縁日

上記のほか、大師境内を会場に開催されている「よさこいフェスタ」、「行燈祭り」なども毎年恒例の地域イベントになりつつあります。



江戸後期に建立された山門
：平成29～30年【2017～18年】
に修復工事を実施した。



三匠堂(さんそうどう)
：栄螺堂(さざえどう)とも呼ば
れる三重塔。



現在の西新井大師境内のパノラマ写真
正面の大本堂は、江戸中期に建立された元の本堂が火災で
焼失したため、昭和46年（1971年）に再建されたもの。

2. 「和風」の意匠を意識した景観形成の例

- ・「和風」の意匠を意識して景観形成を進めている事例は全国各地にみられる。
- ・各地区は屋根や外壁の形状・色彩、附属物や屋外広告物などの見え方に配慮して「和風」の意匠を演出している。
- ・大別すると、伝統的建造物群保存地区のように、既存の和風建築物を保全しているケースと、新たに和風の景観を創出しているケースが見られる。

「和風」の意匠を意識した景観形成事例

対象地区	景観形成の経緯や概要
<p>東京都葛飾区 柴又帝釈天参道商店街</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年に帝釈天及び参道の景観保全に関する指導基準を設定。 ・基準は参道にふさわしい色彩、木目調の格子戸、1階には瓦葺の庇等が主な内容。 ・商店街整備事業とあわせて建替え誘導が進められてきた。参道沿いは都市計画の最高限度高度地区を高さ10mに指定している。
<p>東京都台東区 伝法院通り商店街</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年から台東区景観条例に基づく伝法院通り江戸まちづくり景観協定を締結。 ・5階以内は統一ファサード、外壁は江戸町風の横羽目・縦羽目・白壁、色は黒・こげ茶・白、庇は瓦・瓦棒、窓に面格子等が主な内容。 ・商店街整備事業とあわせて各店が改修を実施している。
<p>川崎市川崎大師 表参道・仲見世地区</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年に川崎市都市景観条例に基づく景観形成地区に指定。 ・住民と市が景観形成協議会での話し合いを通じて景観形成方針・同基準を定めた。 ・一定の建築行為等に対する届出、協議の手続きが行われている。

「和風」の意匠を意識した景観形成事例

対象地区	景観形成の経緯や概要
<p>埼玉県川越市 一番街商店街</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年に町並み委員会が「町づくり規範」を作成。平成4年に一番街商店街で電線地中化工事を実施。 ・平成11年に一番街商店街一帯が国の伝統的建造物群保存地区に指定。 ・土蔵などの歴史的建物の保存、これらと調和する建物への修景整備が行われている。
<p>千葉県香取市 佐原地区</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・かつて小野川（利根川の支流）の水運で発展した町で、昭和40年代まで繁栄していたが、物流手段の変化に伴い衰退していった。 ・平成8年に関東で最初の伝統的建造物群保存地区に指定。 ・川沿いの地区を中心に残されていた当時の町家や蔵、洋館の保存、修景整備が実施されている。
<p>滋賀県彦根市夢京橋 キャッスルストリート (本町地区)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・彦根市の城下町地区での都市計画道路の整備に伴う建替えに際して伝統的な町並みを再生するため、和風の「形態又は意匠の制限」を定めた地区計画を平成6年に決定。 ・地区整備計画に、黒、白、灰色、茶系統を基調とする色彩、木造又は木彫仕上げ、勾配1/2の和瓦屋根、切妻平入り等とするといった、詳細な内容を定めている。 ・その後、景観計画も当地区を含む市内全域に定められている。

3 . 西新井大師地区の景観形成の目標

足立区を代表する名所の西新井大師境内には、区内唯一の楼門（ろうもん）である山門、瓦葺の大屋根が特徴的な大本堂、栄螺（さざえ）堂、大書院、宝物殿、光明殿など数々の歴史的・文化的な建造物群と共に、敷地内には豊かな水や緑とともにオープンスペースが広がり、風格ある良好な景観が形成され、多くの参拝客や来街者を集めている。

2 階建の重層の門

大師境内の南側は、門前通り（西新井大師参道）やへの字通りに商店街が形成され、特に門前通りは、環七通りまでの区間が景観重要公共施設に位置づけられており、無電柱化及び全面石畳の舗装が施され良好な景観が形成されている。境内北側も、大師北参道沿道に商店街が形成され、地区外周の幹線道路沿道はロードサイド型店舗や業務施設等が、その他の地区内側は、一戸建て住宅やアパート、民間マンション、大規模住宅団地等が立地し、様々な人々の暮らしが営まれている。

こうした状況を踏まえ、参拝客、来街者、地域住民等の多様な人々から親しまれるまちとして持続していくため、大師境内の風格ある良好な景観の保全及び継承と、門前町から発展してきた境内周辺のまちの歴史や賑わいの創出に配慮して、「和風」の意匠を意識した落ち着いた雰囲気のみちを並みづくりを図り、地区全体として西新井大師の歴史と文化が感じられる景観の形成を目標とする。

4 . 西新井大師地区における景観形成の方針

西新井大師の風格ある良好な景観の保全及び継承

西新井大師の既存の建造物群や、緑と水とオープンスペース等による風格ある良好な景観を保全及び継承します。

西新井大師境内から見た開放感の高い眺望の確保

西新井大師境内から見た開放感の高い眺望を維持するため、境内からのまち並みの見え方を配慮し、周辺地区の建築物の高さ等への十分な配慮を求めます。

西新井大師の山門への眺望の確保

まちのランドマークとなる西新井大師の山門への眺望が確保されるよう、特に門前エリアでは1階部分の外壁後退と共に、通りに面した4階以上の壁面後退を誘導します。

歴史・文化性の高い景観との調和に配慮したまち並みの形成

門前、門前入口、大師前、北参道、幹線道路沿道、大師北側道路等沿道のエリアの主要な通りでは、「和風」の意匠を意識した1階軒先への庇の設置や落ち着いた色彩によるまち並みの形成を誘導します。

賑わいが感じられ歩きたくなる沿道の景観づくり

上記の道路沿道では、低層部の間口、門扉などの外構、広告看板、照明等の設置方法に配慮して、賑わいが感じられ、歩きたくなる沿道の景観を誘導します。

景観形成のエリア区分

